

野田村産山ぶどうの価値創造とブランド構築事業業務委託

企画提案審査要領

1 審査要領

この「企画提案審査要領」は、株式会社のだむら（以下「当社」という。）が実施する「野田村産山ぶどうの価値創造とブランド構築事業業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定するために行う公募型プロポーザルの企画提案審査について、必要な事項を定めるものです。

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、当社が指名する審査員により実施します。
- (2) 審査員は、野田村の山ぶどう生産者、商工関係者、産学官関係職員及び当社役員等から5人以内を指名します。
- (3) 審査員は、公募型プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）から提出された、別添資料1「公募型プロポーザル実施要領」で定める書類（以下「提案書等」という。）について、以下(4)～(6)に定める審査基準に基づき、審査を行うものです。
- (4) 審査は、参加者から提出された提案書等に基づいて行うものです。
- (5) 審査員は、提案書等に基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行い、当社に提出します。
- (6) 野田村産山ぶどうの価値創造とブランド構築を図るためには、全ての審査員の評点を合計した総得点により順位を決定し、審査員へ報告します。
なお、総得点が同点の場合には、審査員ごとの順位において高い順位を最も多く得たものを上位者とし、それでも同点となる場合には、審査員において合議のうえ順位を決定します。
- (7) 参加者が1者のみであった場合にも、審査員において提案書等に基づく審査を実施し、審査員の評点の合計が中位点の合計以上を獲得していることを最低条件とし、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価します。

<採点基準>

	10点の項目	30点の項目	50点の項目
非常に優れている	10	30	50
優れている	8	24	40
問題はない（中位点）	6	18	30
やや問題がある	4	12	20
問題がある	2	6	10
採用できない	0	0	0

2 審査項目、審査観点及び配点

審査員1人あたりの得点配分は次のとおりです。

審査項目		審査観点	配点
提案のあった業務の内容が優れているか	企画趣旨理解力	本業務の趣旨や目的を十分に理解しているか。	30
	企画提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ・取組内容及び取組項目に係る提案が本業務の目的等に合致した内容となっているか。 ・提案内容が今後の野田村産山ぶどうの価値創造とブランド構築のための事業推進上妥当であるか。 ・提案内容に基づく事業展開により事業実施後効果等が期待できるか。 	50
業務を適正かつ確実に履行する能力を有しているか	業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容を確実に履行できる能力、執行体制となっているか。 ・本業務に類する業務実績が良好であるか。 	10
	費用積算内訳書	事業実施にあたり積算内容(単価や数量)が妥当であるか。	10
合計			100